

広島市 土砂堆積許可の手引

(令和7年9月)

- 広島市土砂堆積規制等条例のスムーズな運用のために

広島市都市整備局指導部宅地開発指導課土砂埋立指導係

目 次

第 1	広島市土砂堆積規制等条例の概要	1
1	条例の目的	1
2	用語の定義	1
3	土砂堆積の許可	1
4	土砂堆積の許可の基準等	1
5	土砂堆積の変更許可等	2
6	土砂堆積の完了の検査	2
7	その他	2
第 2	許可事務の手続	3
1	許可申請から完了までの流れ	3
2	事務手続の説明等	6
第 3	許可申請要領	8
1	土砂堆積許可申請書作成要領	8
2	関係書類・図面	9
3	意見照会先関係課等及び添付書類	15
4	許可申請書等の様式	16
5	土砂堆積の着手	17
6	定期的な報告	17
7	土砂堆積の完了	17
第 4	変更等に関する要領	18
1	変更許可	18
2	変更許可申請書及び軽微変更届出書作成要領	18
3	変更関係書類・図面	19
4	工事請負者等の変更	21
5	土砂堆積の廃止	21
6	その他	21
第 5	その他	22
1	事前相談	22
2	住民等への周知及び紛争防止	22
3	広島市ホームページへの掲載	22
4	注意が必要な施工等	23

第1 広島市土砂堆積規制等条例の概要

1 条例の目的

広島市土砂堆積規制等条例（以下「条例」という。）は、土砂の崩壊、流出等による災害の発生を防止し、もって市民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的として、主に次の事項を規定しています。

○本市独自の土砂堆積等の規制 ○宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）による規制の強化

※本手引では、「本市独自の土砂堆積の規制」に係る許可等について解説しています。

盛土規制法による規制は、別途法令等をご参照ください

2 用語の定義

条例における用語の意義は、次のとおりです。（条例第2条）

- (1) 「土砂」とは、土、砂、石その他これらに類する物をいいます。
- (2) 「土砂堆積」とは、土砂の土地への埋立て、盛土その他の土砂の土地への堆積を行うこと（これと一体と認められる切土を行うことを含む。）をいいます。
- (3) 「土砂堆積区域」とは、土砂堆積の区域をいいます。

3 土砂堆積の許可

- (1) 次のいずれかに該当する土砂堆積（一時堆積（仮置き）を含む。以下同じ。）を行おうとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。（条例第5条第1項）

ア 土砂堆積（当該土砂堆積と一体と認められる他の土砂堆積を含む。イにおいて同じ。）の区域の面積が500平方メートル以上の土砂堆積

イ 土砂堆積に係る土砂の体積が500立方メートル以上の土砂堆積

- (2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する土砂堆積については、許可を受けることを要しません。（条例第5条第2項）

ア 当該土砂堆積と一体と認められる土砂採取による土砂のみに係る土砂堆積（市街化区域かつ宅地造成等工事規制区域である土地の区域において行う土砂堆積を除く。）

イ 土砂のうち製品の製造又は加工のための原材料として使用される物のみに係る土砂堆積

ウ 公益性が高いと認められる事業に係る土砂堆積で土砂の崩壊、流出等による災害の発生のおそれがないものとして広島市土砂堆積規制等条例施行規則（以下「規則」という。）第2条第1項で定める土砂堆積

エ 盛土規制法で規定する規制区域内で行われる、同法の許可を要する規模の宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る土砂堆積

オ 法令（条例を含む。）の規定による許可、認可等を要する行為に係る土砂堆積で当該法令により土砂の崩壊、流出等による災害の発生を防止するための措置がとられているものとして規則第2条第2項で定める土砂堆積

カ 臨港地区若しくは港湾隣接地域又は漁港（水域を除く。）の区域において行う土砂堆積

キ 採石法の認可に係る岩石採取場又は砂利採取法の認可に係る砂利採取場の区域において採取された土砂（岩石又は砂利の採取のために除去した土砂を除く。）のみに係る土砂堆積

ク 災害復旧のため必要な応急措置として行う土砂堆積

ケ その他、規則第2条第3項で定める土砂堆積

4 土砂堆積の許可の基準等

- (1) 土砂堆積の許可は、次の基準に適合している場合でなければ行うことができません。（条例第8条）

ア 申請者が欠格事由に該当しないこと。

イ 土地所有者等の同意を得ていること。

ウ 土砂堆積の完了時の土砂の堆積の構造が、規則第8条第1項で定める技術的基準・広島市土砂堆積技術基準（以下「土砂堆積技術基準」という。）に適合していること。

エ 土砂堆積の着手から完了までの期間における土砂の崩壊、流出等による災害の発生を防止するための措置が、規則第8条第2項で定める技術的基準・土砂堆積技術基準に適合していること。

- (2) 市長は、許可に際して、土砂堆積による災害の発生を防止するために必要な条件を付することができます。（条例第9条）

5 土砂堆積の変更許可等

- (1) 土砂堆積の許可を受けた者（以下「許可堆積者」という。）が申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。ただし、一定の軽微な変更については、届出で足りる場合があります。（条例第10条）
- (2) 許可堆積者が当該許可に係る土砂堆積を廃止したときは、その旨を市長に届け出なければなりません。（条例第16条）
- (3) 許可堆積者から当該許可に係る土砂堆積に係る事業の全部を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければなりません。（条例第17条）
- (4) 許可堆積者から相続、合併又は分割（当該許可に係る土砂堆積に係る事業の全部を承継させるものに限る。）により地位を承継した者は、その旨を市長に届け出なければなりません。（条例第18条）

6 土砂堆積の完了の検査

許可堆積者は、許可を受けた土砂堆積が完了したときは、市長の確認を受けなければなりません。（条例第15条）
市長は、確認の結果、許可の内容に適合していると認めたときは、土砂堆積の検査済証を許可堆積者に交付します。

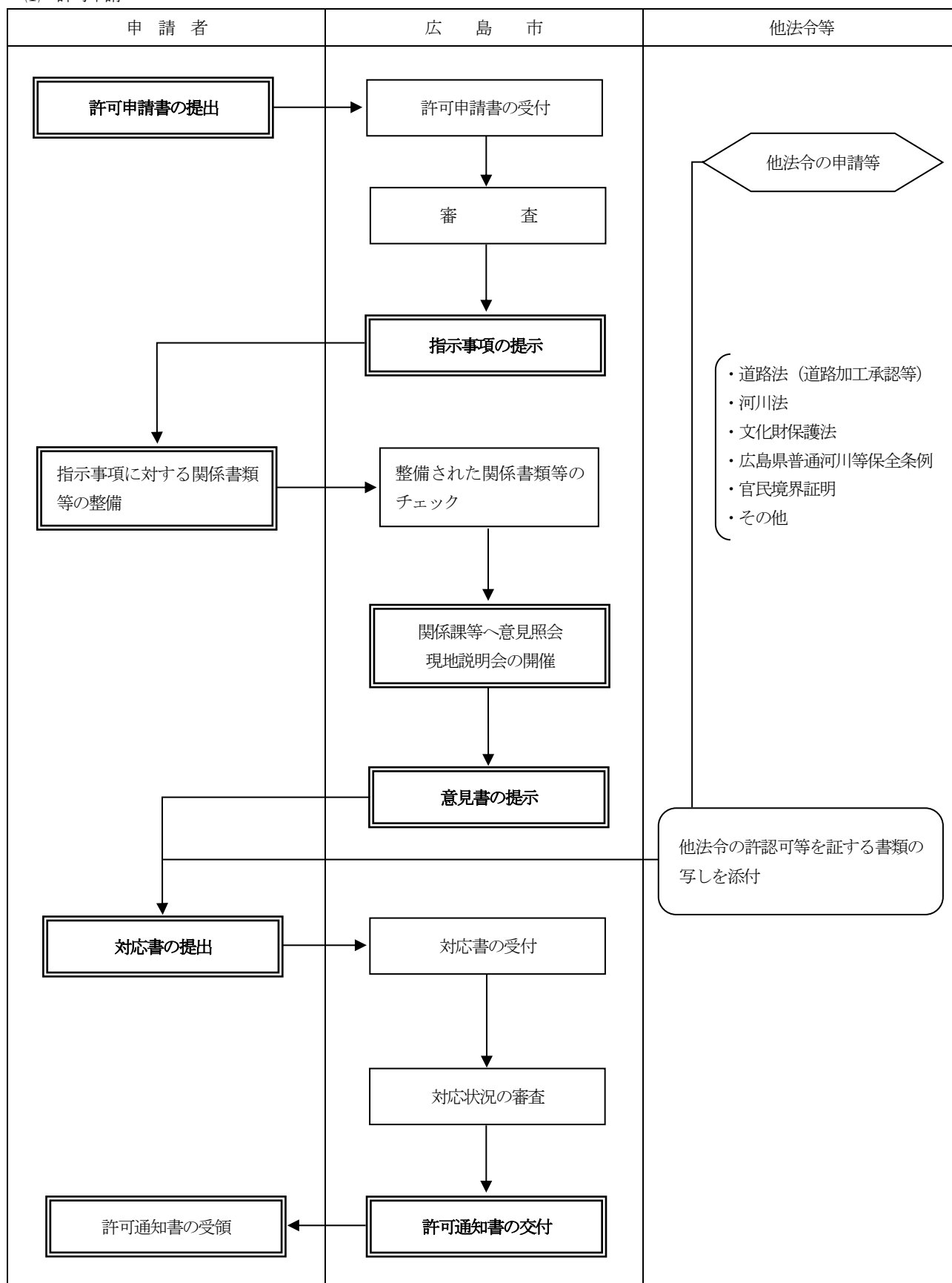
7 その他

- (1) 市長は、土砂堆積による土砂の崩壊、流出等による災害により人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合は、当該土砂堆積の区域等を、6か月を超えない範囲内で期間を定め、土砂の搬入を禁止する区域として指定することができます。（条例第19条、第20条）
- (2) 市長は、無許可で土砂堆積を行う者等に対し、土砂堆積その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて土砂の除去その他土砂の崩壊、流出等による災害の発生を防止するため必要な措置を命ずることができます。（条例第22条）
- (3) 市長は、土砂堆積を行う者等に対し土砂堆積に関する報告又は資料の提出を求めることができるほか、条例の施行に必要な限度において立入検査をすることができます。（条例第23条、第24条）
- (4) 条例・規則は、平成16年9月25日に施行されました。

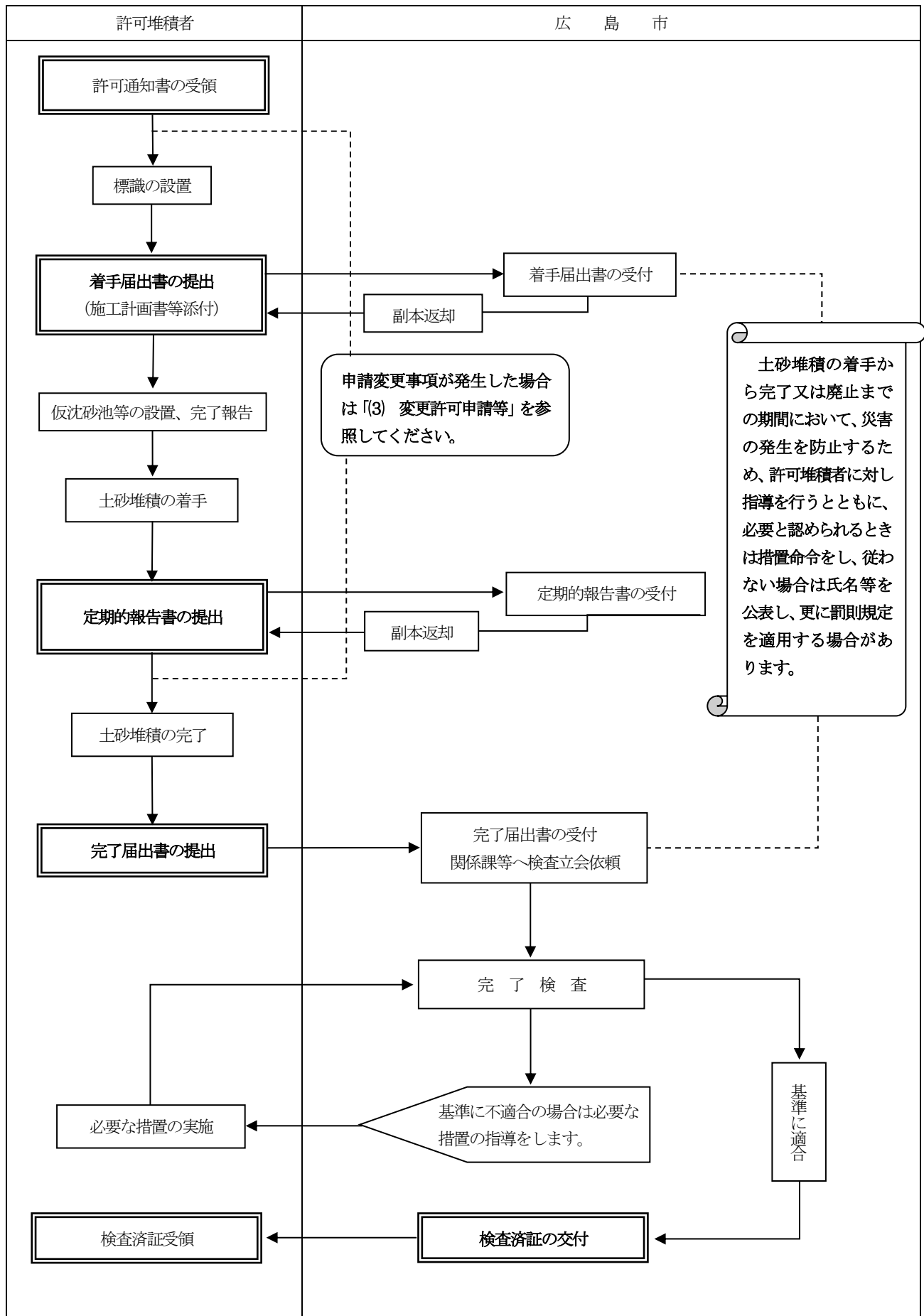
第2 許可事務の手続

1 許可申請から完了までの流れ

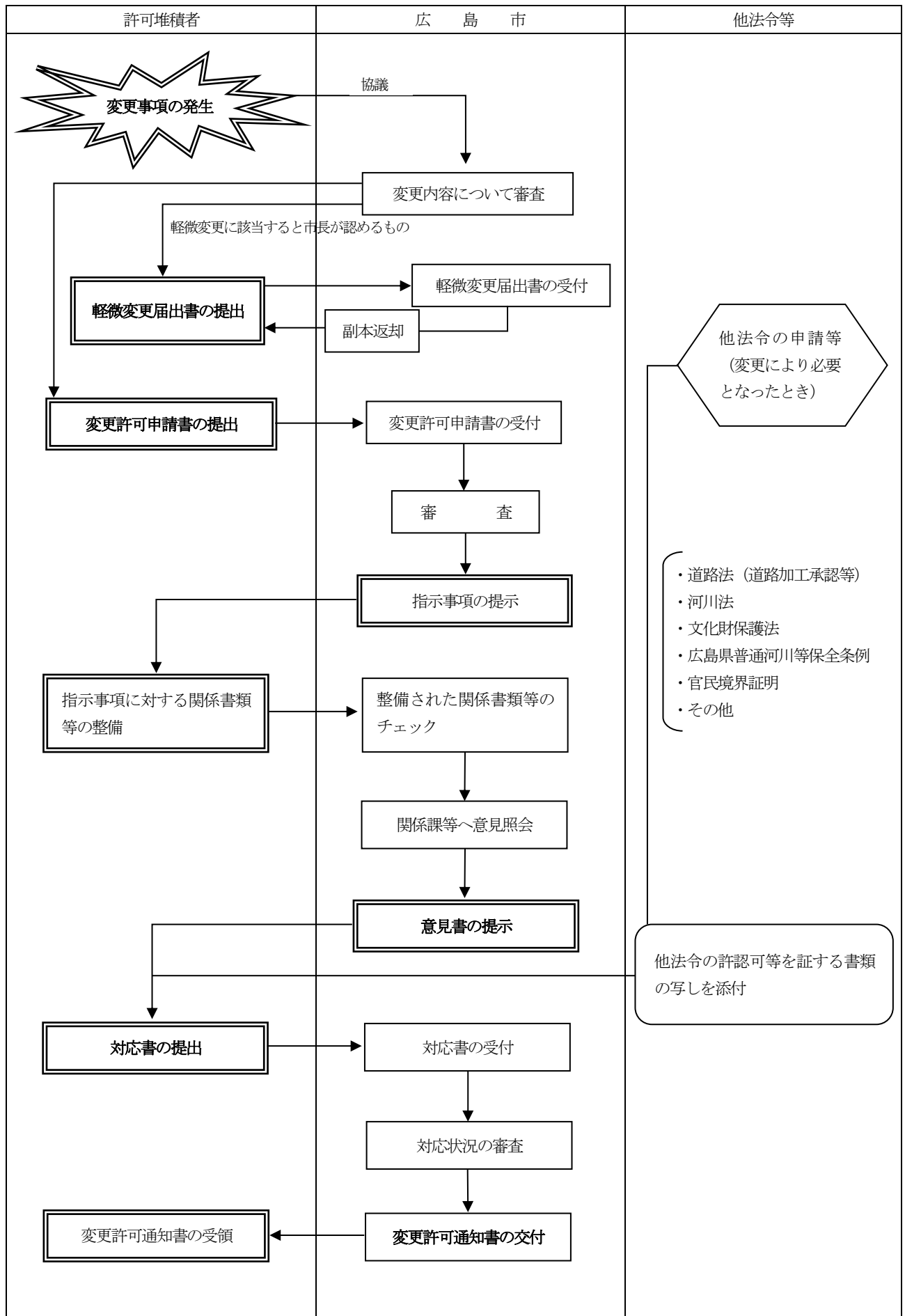
(1) 許可申請



(2) 土砂堆積の施行



(3) 変更許可申請等



2 事務手続の説明等

(1) 許可申請

区分	項 目	説 明	備 考
1	土砂堆積許可申請書の提出・受付	正・副2部提出してください。	
2	申請書類の審査	ア 土砂堆積技術基準に基づき審査します。	
	指示事項の提示	イ 申請書類の内容を審査し、整備が必要な事項を記載した指示事項を申請者に提示しますので、関係書類等を整備してください。	
	関係書類等の整備	ウ 整備された関係書類等を審査し、不備があれば再度指示します。	
	整備された関係書類等のチェック		
3	関係課等へ意見照会	ア 関係課等へ意見照会を行います。 イ あわせて現地説明会の開催を要望しますので、立会してください。 ウ 関係課等へ必要な書類を配付しますので、申請者は事前に必要部数を用意してください。	
4	現地説明会の開催	現地で、申請内容を説明してください。特に道路・水路関係は明確にしてください。	
5	意見書の提示	ア 関係課等の意見を取りまとめた意見書を提示します。 イ 申請者は他法令関係も整備してください。	
6	対応書の提出	ア 申請者は意見に対する対応書を作成してください。 作成に当たっては、関係課等と十分協議し、作成した対応書の内容について当該関係課等の担当者に事前に確認しておいてください。 意見に対する対応状況を記載し、記名した上で、提出してください。	
	対応書の受付 対応状況の審査	イ 申請書類の最終チェックを行います。 ウ 提出された対応書について、対応状況を審査します（必要に応じ、関係課等に対応状況を確認します。）。	
7	土砂堆積許可	土砂堆積許可通知書を交付します。 土砂堆積許可申請書（副）とともに保管してください。	

(2) 土砂堆積の施行

区分	項 目	説 明	備 考
1	「広島市土砂堆積規制等 条例第 1 2 条の規定に基 づく標識」の設置	土砂堆積の着手に先立ち、縦1 0 0 cm以上×横1 5 0 cm以上の標識を、地面 から標識下端までの高さ5 0 cm以上で設置してください。	17頁参照
	土砂堆積着手届出書の提出	土砂堆積に着手する前に、必要な添付書類を添えて、正・副2部提出してく ださい。	
	仮水路及び仮沈砂池等の 設置	土砂堆積着手届出書の受付後、仮水路及び仮沈砂池等を設置し、計画どおり 完了したことの確認を受けてください。 確認を受けた後、本工事に着手してください。	
2	土砂堆積の定期的報告書 の提出	3か月ごとに、正・副2部提出してください（完了、廃止時も提出が必要で す。また、一時堆積の場合は提出不要です。）。	
3	土砂堆積完了届出書の提出	許可を受けた土砂堆積が完了したら、1 0 日以内に、必要な添付書類を添 えて、土砂堆積完了届出書を提出してください。 ※完了検査への立会を関係課等に依頼し、合同で検査を行います。	
	関係課等へ検査立会依頼		
	完了検査		
4	検査済証の交付	土砂堆積の検査済証を交付します。 検査済証の再交付はできませんので、大切に保管してください。	

注) 土砂堆積着手届出書及び土砂堆積の定期的報告書については、受付後に副本を返却します。

(3) 変更許可申請等

区分	項 目	説 明	備 考
1	土砂堆積軽微変更届出書の提出	変更する内容が軽微変更に該当すると市長が認める場合は、土砂堆積軽微変更届出書（正・副2部）を提出してください。	18頁参照。 区分1に該当する場合、区分2以下の手続は不要です。
2	土砂堆積変更許可申請書の提出・受付	変更する内容が軽微変更に該当しないと市長が認める場合は、土砂堆積変更許可申請書（正・副2部）を提出してください。	
3	申請書類の審査	ア 規則第8条で定める技術的基準・土砂堆積技術基準に基づき審査します。	
	指示事項の提示	イ 申請書類の内容を審査し、整備が必要な事項を記載した指示事項を申請者に提示しますので、関係書類等を整備してください。	
	関係書類等の整備	ウ 整備された関係書類等を審査し、不備があれば再度指示します。	
	整備された関係書類等のチェック		
4	関係課等へ意見照会	ア 関係課等へ意見照会を行います。 イ 関係課等へ必要な書類を配付しますので、申請者は事前に必要部数を用意してください。	
5	意見書の提示	ア 関係課等の意見を取りまとめた意見書を提示します。 イ 申請者は他法令関係も整備してください。	
6	対応書の提出	ア 申請者は意見に対する対応書を作成してください。 作成に当たっては、関係課等と十分協議し、作成した対応書の内容について当該関係課等の担当者に事前に確認しておいてください。 意見に対する対応状況を記載し、記名した上で、提出してください。	
	対応書の受付 対応状況の審査	イ 申請書類の最終チェックを行います。 ウ 提出された対応書について、対応状況を審査します（必要に応じ、関係課等に対応状況を確認します。）。	
7	土砂堆積変更許可	土砂堆積変更許可通知書を交付します。 土砂堆積変更許可申請書（副）とともに保管してください。	

注) 土砂堆積軽微変更届出書については、受付後に副本を返却します。

第3 許可申請要領

1 土砂堆積許可申請書作成要領

区 分			内 容	
土砂堆積許可申請書	1/2 ページ	1 土砂堆積区域の位置	土砂堆積区域内の土地について、所在及び地番まで全てを記載してください。 (欄内に記載できない場合は別紙に記載してください。)	
		2 土砂堆積区域の面積	土砂堆積をする区域の全体面積を、小数点以下第2位まで記載してください。 (小数点以下第3位切捨て)	
		3	排水施設	欄内に記載できない場合は別紙に記載してください。
			擁壁	欄内に記載できない場合は別紙に記載してください。
			崖面の保護方法	例示すると、次のとおり。 ブロック積擁壁、鉄筋コンクリート擁壁、重力式擁壁、法枠、種子吹付
		4 土砂堆積が最大となる時の土砂の体積	小数点以下第2位まで記載してください。 (小数点以下第3位切捨て)	
		5 土砂堆積の着手から完了までの期間	「着手日から〇〇日以内（許可日から〇〇日以内に着手予定）」と記載してください。 (期間に閏日(2月29日)を含む場合、記載する日数に注意してください。) なお、一時堆積の着手から完了までの期間は、最長で5年です。	
		6 工事期間における土砂の崩壊、流出等による災害発生防止措置	例示すると、次のとおり。 仮沈砂池、仮排水路、土砂留堰堤	
		7 工事の工程	工事の着手から完了までの、防災を含む各工程を全て記載してください。 (欄内に記載できない場合は別紙に記載してください。)	
		8 土地の利用状況、目的	・ 現況については、例示すると、次のとおり。 雑種地、田、畑、山林 ・ 計画については、堆積又は一時堆積のいずれかに「✓」を記載してください。 ・ 目的については、例示すると、次のとおり。 戸建分譲宅地、集合住宅用宅地、資材置場、駐車場、田、畑、山林	
	9 その他の措置	土砂堆積に伴い、他法令の許認可等が必要な場合は、その全てを記載してください。 (欄内に記載できない場合は別紙に記載してください。)		
	10 その他市長が必要と認める事項	宅地開発指導課土砂埋立指導係にお問い合わせの上、記載してください。		
2/2 ページ	規則第4条第1号から第4号までに定める事項	該当する者がある場合は、氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては代表者氏名を全て記載してください。 (欄内に記載できない場合は別紙に記載してください。)		

- 注) 1 申請者は土砂堆積に関する工事の請負人等ではなく、工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事を施行しようとする者としてください。
- 2 許可申請書受付後、副本を返却します。許可通知書交付前に再度持参していただきますので、審査段階で差替・追加等が生じた場合は、副本は正本と相違がないよう申請者にて差替・追加等を用意しておいてください。
- 3 規則第4条第1号から第4号までに定める事項のいずれにも該当しない申請者に限り、2/2 ページを提出することを要しません。

2 関係書類・図面

関 係 書 類 一 覧 表

申 請 書 類 の 名 称 等	添 付 書 類 等	書類の可否	備 考
1 土砂堆積許可申請書	土砂堆積許可申請書	○	様式第1号
2 申請者が条例第8条第1号に該当しないことを誓約する書面	申請者が条例第8条第1号に定める欠格要件に該当しないことを確認できる書類	○	様式第9号
3 暴力団等に該当しないことの誓約書	暴力団等に該当しないことの誓約書	○	様式第10号
4 土地の登記事項証明書	登記事項証明書（土地）	○	
5 土地所有者等の同意書	土地所有者等の同意書	○	実印（印鑑証明添付） 様式第8号
6 住民等への周知に関する書類	周知したことを確認できる書類	○	
7 その他必要書類	工事工程表	○	
	現況写真	○	
	ブロック積認定書		国土交通大臣認定、 JIS A
	擁壁構造計算書		
	排水計算書	○	
	土量計算書	○	
	搬入土砂の搬出元に関する書類		
	搬出土砂の搬出先に関する書類		
	民々境界証明書		
	排水の同意書		
8 他法令の関係（例示）	農地転用許可書等		
	里道廃止証明書		
	普通河川水路廃止証明書		
	普通河川等土木工事許可書		
	河川法許可書		
	自然公園法に基づく許可届出書		
	文化財保護法に基づく許可書		
	道路加工施行承認書		
	道路占用許可書		
	法定外公共物工事施行承認書		
	官民境界線証明書		
	砂防法許可書		

注) ○は全ての場合に、記載の無いものは申請内容に応じて必要となるものです。

関 係 書 類 の 詳 細

申請書類の名称等	添付書類等	内 容 等
1 土砂堆積許可申請書	土砂堆積許可申請書	様式第1号：土砂堆積に関する工事の概要及び土地の利用状況等を記入してください。
申請者が条例第8条第1号に該当しないことを誓約する書面	申請者が条例第8条第1号に該当しないことを誓約する書面	様式第9号：条例第8条第1号に定める欠格要件について内容を確認の上、該当しない場合には、その旨を誓約していただくものです。
	申請者の住民票の写し	申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍地の記載のあるものに限る。）を添付してください。
	定款又は寄附行為の写し	申請者が法人である場合には、法人の定款又は寄附行為の写しを添付してください。
	法人の登記事項証明書	申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明書を添付してください。
	法定代理人の住民票の写し又は法定代理人の定款若しくは寄附行為の写し及び法定代理人の登記事項証明書	申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合で、その法定代理人が個人の場合には法定代理人の住民票の写し（本籍地の記載のあるものに限る。）を、法人の場合には法定代理人の定款又は寄附行為の写し及び法定代理人の登記事項証明書を添付してください。
	役員の住民票の写し	申請者が法人である場合又は申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が法人である場合には、法人の役員の住民票の写し（本籍地の記載のあるものに限る。）を添付してください。
	発行済株式総数（出資額）の百分の五以上の比率を有する株主（出資者）の住民票の写し又は法人の登記事項証明書	申請者が法人である場合又は申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が法人である場合であって、発行済株式総数（出資額）の百分の五以上の比率を有する株主（出資者）があると、株主（出資者）が個人である場合には、住民票の写し（本籍地の記載のあるものに限る。）を、法人である場合には、法人の登記事項証明書を添付してください。
	同族会社の判定に関する明細書の写し	申請者が法人である場合又は申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が法人である場合には、法人税の申告時の添付書類のうち、別表1及び別表2の写しを添付してください。
	使用人の住民票の写し	申請者に使用人（本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者。以下同じ。）がある場合又は申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人に使用人がある場合には、使用人の住民票の写し（本籍地の記載のあるものに限る。）を添付してください。
	申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証する書類（日本国籍を有する者のみ）	本籍地の市区町村長が発行する「身分証明書」を添付してください（この欄の「申請者」には、上記の役員、株主（出資者）、使用人、法定代理人を含みます。）。
3 暴力団等に該当しないことの誓約書	暴力団等に該当しないことの誓約書	様式第10号：暴力団等に該当しないことについて誓約していただく書類です。
4 登記事項証明書	登記事項証明書（土地）	土砂堆積区域となるべき区域の全てについて必要です。
5 土地所有者等の同意書	土地所有者等の同意書	様式第8号：土砂堆積区域の土地又はその土地にある工作物について、施行の妨げとなる権利を有するものの同意を得なければならない場合に、それらの者の同意を得たことを証する書類です。 ・対象となる権利：所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、抵当権、根抵当権、地役権等
6 住民等への周知に関する書類	周知したことを確認できる書類	周辺住民に説明会等を開催したことを証する書類です。
7 その他必要書類	工事工程表	防災工事を含めた全ての工程を記載してください。
	現況写真	申請区域を赤線で表示してください。
	ブロック積認定書	国土交通大臣の認定書の写し又はJ I S A規格の認定書の写しが必要です。
	擁壁構造計算書	国土交通省タイプ以外を使用する場合は構造計算書を添付してください。 ※設計条件等は土砂堆積技術基準を参照してください。

7 その他必要書類	排水計算書	排水区域は、区域外からの流入がある場合は、区域外も含めたもので検討してください。 ※設計条件等は土砂堆積技術基準を参照してください。
	土量計算書	切土及び盛土のそれぞれについて算出してください。
	搬入土砂の搬出元に関する書類	搬入する土砂の搬出元について、位置図及び運搬経路図並びに契約書等の写し等を添付してください。 また、他工事現場からの流用土を500㎡以上搬入する場合は県条例第5条に定める土砂処理計画届出書（搬出元が広島県に提出し、受領印が押印されているもの。）の写しを、申請区域外に一時堆積されている建設残土を500㎡以上搬入する場合は県条例第6条に定める一時的積土砂処理計画届出書（搬出元が広島県に提出し、受領印が押印されているもの。）の写しを添付してください。
	搬出土砂の搬出先に関する書類	搬出する土砂の搬出先について、位置図及び運搬経路図並びに契約書等の写し等を添付してください。 また、申請区域から発生土を500㎡以上搬出する場合は、県条例第5条に定める土砂処理計画届出書（広島県の受領印が押印されているもの。）の写しを添付してください。
	民々境界証明書	民々の境界を明確にする場合に必要です。
	排水の同意書	私施設への接続がある場合等に必要です。
8 他法令の関係（例示）	農地転用許可書等	地目が農地である場合に必要です。 （窓口：農業委員会事務局（東区役所内））
	里道廃止証明書	国有地の払下げを受ける場合に必要です。（窓口：各区役所維持管理課）
	普通河川水路廃止証明書	国有地の払下げを受ける場合に必要です。（窓口：各区役所維持管理課）
	普通河川等土木工事許可書	普通河川の土木工事等を行う場合に必要です。 （窓口：各区役所維持管理課）
	河川法許可書	河川区域内における土地の占用及び工作物の新築、改築等を行う場合に必要です。（窓口：国又は県） ・準用河川については、各区役所維持管理課の許可となります。
	自然公園法に基づく許可届出書	自然公園法の地域等において工事を行う場合に必要です。（窓口：県）
	文化財保護法に基づく許可書	指定文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為及び埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う場合に必要です。（窓口：市民局文化スポーツ部文化振興課）
	道路加工施行承認書	道路の形質変更の行為がある場合に必要です。 （窓口：各区役所維持管理課）
	道路占用許可書	道路上に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合に必要です。（窓口：各区役所維持管理課）
	法定外公共物工事施行承認書	里道・水路の形質変更の行為がある場合に必要です。 （窓口：各区役所維持管理課）
	官民境界線証明書	公共施設との境界を明確にする場合に必要です。 （窓口：各区役所維持管理課等）
	砂防法許可書	砂防指定地において、土地の形状、変更行為、土石の採取、立木の伐採、工作物の新築等を行う場合に必要です。（窓口：県） ・砂防指定地内普通河川は、各区役所維持管理課経由となります。

※ 各種証明等（印鑑証明書、住民票の写し、登記事項証明書等）は、最新（許可申請書受付日から起算しておおむね3か月以内）のものを添付してください。

関 係 図 面 一 覧 表

図 面 の 名 称 等		図面の要否	備 考
1 申請区域位置図	申請区域位置図	○	
2 地形図（現況図）	地形図（現況図）	○	
3 土地の公図	土地の公図の写し	○	
4 現況地番図	現況地番図	○	
5 土地の平面図	平面図	○	
6 土地の断面図	断面図	○	
7 雨水排水施設の計画図	平面図	○	
	流域図	○	
	構造図	○	
8 崖の断面図	断面図	○	
9 擁壁の断面図	断面図・構造図		認定擁壁（国土交通大臣、JIS）の場合は認定書の写しとする。
10 擁壁の展開図	展開図		
11 防災図	平面図	○	
	断面図・構造図	○	
12 丈量図	丈量図	○	

注） 図面の要否欄の○は全ての場合に、記載の無いものは申請内容に応じて必要となるものです。

関係図面明示事項

図面の名称等			明示すべき事項	詳細	備考
1	申請区域位置図	申請区域位置図	方位、道路及び目標となる地物	- 方位、縮尺 - 申請区域の位置（赤線） - 申請区域周辺の主要な公共施設 - 接続先道路及び主要道路の名称 - 放流先施設 - 消防水利の位置及び形状 - 凡例	最新の図面を使用してください。
2	地形図（現況図）	地形図（現況図）	方位及び土地の境界線	- 方位、縮尺 - 申請区域の位置（赤線） - 標高差を示す等高線 - GH（現況地盤高） - 凡例	
3	土地の公図	土地の公図の写し		- 方位 - 申請区域の位置（赤線） - 水路（青色）、里道（朱色） - 一部表示（〇〇〇） - 凡例	法務局から入手した年月日及び入手した者の氏名を明記してください。
4	現況地番図	現況地番図		- 方位、縮尺 - 申請区域の位置（赤線） - 水路（青色）、里道（朱色）、地番及び筆界（緑色） - 地目、土地所有者名等 - 凡例	施行の妨げとなる権利（地上権、永小作権、質権、賃借権、抵当権、根抵当権、地役権等）があれば併せて記載してください。
5	土地の平面図	平面図	方位及び土地の境界線、切土又は盛土をする土地の部分並びに崖（切土又は盛土をする土地の部分に生ずるものに限る。以下この表において同じ。）、擁壁（切土又は盛土をする土地の部分に生ずる崖に設置するものに限る。以下この表において同じ。）及び排水施設の位置	- 方位、縮尺 - 申請区域の位置（赤線） - 切土、盛土をする土地の部分 - 切土（茶色）、盛土（緑色）、一時堆積（黄色）の色分け - 擁壁の位置、種類及び高さ - 法面（崖を含む。）の位置、形状及び高さ - 排水施設の位置、形状及び水の流れの方向 - 他法令の許可の種別及び位置 - GH（現況地盤高）及びFH（計画地盤高） - 凡例	断面図と整合させてください。
6	土地の断面図	断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面	- 縮尺 - 申請区域の境界（赤線） - 縦横断線記号 - 切土又は盛土をする前後の地盤面 - 切土（茶色）、盛土（緑色）、一時堆積（黄色）の色分け - 基準線 - 斜面上の盛土の段切施工 崖、擁壁等の位置、形状及び高さ - GH（現況地盤高）及びFH（計画地盤高） - 凡例	原則として20mピッチで作成し、高低差の著しい箇所については当該箇所ごとに作成してください。
7	雨水排水施設の計画図	平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、延長、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	- 方位、縮尺 - 申請区域の位置（赤線） - 排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、延長及び勾配 - 地表面水及び排水施設の流水方向 - 吐口の位置 - 放流先河川及び水路の名称 - 排水管の勾配及び管径 - 法面（崖を含む。）又は擁壁の位置及び形状 - 凡例	土地の平面図と兼用することができます。

7	雨水排水施設の計画図	流域図		- 方位、縮尺 - 申請区域の位置（赤線） - 排水系統の色分け又は符号 - 地表面水及び排水施設の流水方向 - 凡例	・排水計算書と整合させてください。
		構造図		- 縮尺 - 形状、内のり寸法	
8	崖の断面図	断面図	崖の高さ、勾配及び切土の土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、切土又は盛土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	- 縮尺 - 申請区域の境界（赤線） - 崖の高さ、勾配及び切土の土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ） - 切土又は盛土をする前の地盤面 - 小段の位置及び幅 - 張り芝、モルタル吹き付け等の崖面の保護の方法	- 土砂堆積に係る崖の高さが最大となる断面の箇所について作成してください。 - 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しません。
9	擁壁の断面図	断面図・構造図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、擁壁を設置する地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法、水抜き穴の位置	- 縮尺 - 擁壁の各部寸法及び勾配 - 擁壁の各部材料の種類及び寸法 - 擁壁を設置する前後の地盤面 - 基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法 - 水抜き穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び形状	・認定擁壁（国土交通大臣、JIS）の場合は認定書の写しを添付してください。
10	擁壁の展開図	展開図	擁壁の高さ、延長	- 縮尺 - 擁壁の高さ及び延長 - 切土又は盛土をする前後の地盤面	
11	防災図	平面図	防災施設の位置、形状、寸法及び名称	- 方位、縮尺 - 申請区域の位置（赤線） - 等高線 - 段切りの施工範囲 - 表土の除去範囲 - しゅんせつ範囲及び深さ - 工事中の雨水排水経路及び流出土砂防止計画 - 防災施設の位置、形状、寸法及び名称 - 防災施設の設置時期及び期間 - 凡例	
		断面図・構造図		- 縮尺 - 防災施設の形状、寸法及び名称	
12	丈量図	丈量図	申請区域及び切盛の範囲	- 方位、縮尺 - 申請区域の位置（赤線） - 面積計算書 - 凡例	

注) 1 図面は、明示すべき事項を適切に表示できる縮尺で作成してください。
2 修正がある場合は、原図を修正してください。

3 意見照会先関係課等及び添付書類

関係課等		申請書の表面・現況写真 (任意作成の申請書別紙を含む。)	排水計算書	流出土砂貯留施設計算書	残土の処理に関する書類 (土量計算書・搬出先に関する書類)	1 申請区域位置図	2 地形図(現況図)	3 土地の公図の写し	4 現況地番図	5 土地の平面図	6 土地の断面図	7 雨水排水施設の計画図 (平面図・流域図・構造図)	8 崖の断面図	9 擁壁の断面図・構造図	10 擁壁の展開図	11 防災図 (平面図・断面図・構造図)	12 丈量図 (申請区域及び切盛の範囲)
市民局	文化スポーツ部 文化振興課 文化財担当	○				○	○			○							
健康福祉局	保健部 環境衛生課 (申請区域及びその近隣に墓地がある場合)	○				○	○	○	○	○	○	○					○
環境局	環境保全課	○		○	○	○	○			○		○				○	
	業務部 産業廃棄物指導課	○				○	○			○							
経済観光局	農林水産部 農林整備課 (地目に山林がある場合)	○				○	○	○	○	○	○	○					
都市整備局	都市計画課	○				○	○	○	○	○							
	西風新都整備部 西風新都整備担当 (西風新都地区にかかる場合)	○				○	○	○	○	○	○	○					
下水道局	河川防災課	○		○		○	○	○	○	○	○	○				○	
	施設部 管路課 (中区、東区、南区、西区の場合)	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○	
区役所 (農林)建設部	市民部 区政調整課又は地域起こし推進課	○				○	○			○							
	維持管理課(2部)	○ 2部	○ 2部	○ 2部	○ 2部	○ 2部	○ 2部	○ 2部	○ 2部	○ 2部	○ 2部	○ 2部				○ 2部	○ 2部
	農林課 (安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯区の場合)	○	○			○	○	○	○	○	○	○					
	建築課(既存・予定建築物、位置指定道路、 工作物確認申請がある場合)	○				○	○	○	○	○	○	○		○	○		
	地域整備課	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○	○
	地域整備課 下水道整備担当 (安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯区の場合)	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○	
消防局	警防部 警防課(2部)(建築目的の造成の場合)	○ 2部		○ 2部		○ 2部	○ 2部			○ 2部						○ 2部	
水道局	技術部 計画課(水道を引く場合)(2部)	○ 2部				○ 2部	○ 2部			○ 2部		○ 2部					
農業委員会 事務局 (農地造成の場合又は農地転用(一時転用含む。)がある場合)		○				○	○	○	○	○							

- ※ 1 上記の提出書類は、施行場所・施行内容により増減することがあります。
 2 現地において設計者による計画内容の説明をお願いします。

4 許可申請書等の様式

許可申請書等の様式については、次のとおりです。

NO	様式	書類の名称	申 請 者			市
			許可申請	土砂堆積の着手から完了まで	変更等	
1	1	土砂堆積許可申請書	○			
2	2	土砂堆積許可申請の取下書	○			
3	3	土砂堆積許可通知書				○
4	4	土砂堆積変更許可申請書			○	
5	5	土砂堆積変更許可通知書				○
6	6	土砂堆積不許可通知書				○
7	7	土砂堆積変更不許可通知書				○
8	8	土地所有者等の同意書	○		○	
9	9	申請者が条例第8条第1号に該当しないことを誓約する書面	○		○	
10	10	暴力団等に該当しないことの誓約書	○		○	
11	11	土砂堆積着手届出書		○		
12	12	工事請負者等変更届出書			○	
13	13	広島市土砂堆積規制等条例第12条の規定に基づく標識		○	○	
14	14	土砂堆積の定期的報告書		○		
15	15	土砂堆積軽微変更届出書			○	
16	16	土砂堆積完了届出書		○		
17	17	土砂堆積廃止届出書			○	
18	18	土砂堆積の検査済証				○
19	19	土砂堆積譲受許可申請書			○	
20	20	土砂堆積譲受許可通知書				○
21	21	土砂堆積譲受不許可通知書				○
22	22	土砂堆積承継届出書			○	

5 土砂堆積の着手

土砂堆積の着手に先立ち、「広島市土砂堆積規制等条例第12条の規定に基づく標識（様式第13号）」を縦100cm以上×横150cm以上で製作し、土砂堆積区域内の公衆から見えやすい位置に地面から標識下端までの高さ50cm以上で設置してください。

土砂堆積に着手する前に、「土砂堆積着手届出書（様式第11号）」（正・副2部）を提出してください。工事請負者は、土砂堆積に関する工事の請負人としてください。

なお、土砂堆積着手届出書には次のものを添付してください。

1	実施工程表
2	「広島市土砂堆積規制等条例第12条の規定に基づく標識（様式第13号）」の設置写真（遠景及び近景）及び設置図面（土地の平面図に設置箇所を記載したもの。）
3	施工計画書（仮設計画を含む。）
4	その他市長が必要と認めるもの

注）実施工程表及び施工計画書は、工事請負者が内容を確認したものを添付してください。

土砂堆積着手届出書受付後、仮水路及び仮沈砂池等を設置し、計画どおり完了したことの確認を受けてください。確認を受けた後、本工事に着手してください。

6 定期的な報告

土砂堆積の着手から完了又は廃止までの期間、3か月ごとに、「土砂堆積の定期的報告書（様式第14号）」（正・副2部）を、当該3か月を経過した日から起算して20日以内に提出してください。ただし、一時堆積については、提出は不要です。

土砂堆積を完了又は廃止したときにも提出が必要です。土砂堆積に着手してから3か月以内に完了又は廃止した場合は、完了時又は廃止時に提出してください（これらの場合は、様式第16号・第17号により報告することも可能ですが、提出期限が短くなるので注意してください。）。

なお、土砂堆積の定期的報告書には次のものを添付してください。

1	報告に係る対象期間の末日前7日以内に撮影した土砂堆積の状況を示す写真
---	------------------------------------

7 土砂堆積の完了

土砂堆積が完了したときは、「土砂堆積完了届出書（様式第16号）」を当該完了の日から起算して10日以内に提出してください。

なお、土砂堆積完了届出書には、次のものを添付してください。

1	工事写真
2	施工管理に関する資料（材料強度を証明するもの等）
3	土砂堆積の出来形（平面図、断面図、各種構造物等）

工事写真

区 分	内 容
1 工事写真の内容	ア 着手前及び完成後の状況 イ 施工状況 ※ 鉄筋を有する擁壁の配筋（隅部共）、擁壁の根入れ等、施工後に不可視となる部分については工事写真で施工寸法が確認できるよう特に注意して撮影してください。
	黑板等に右の項目を適宜記載し、被写体と共に撮影してください。 ア 工事名 イ 工種等 ウ 測点（位置） エ 略図 オ 設計寸法 カ 実測寸法
2 工事写真帳	施工区分ごとに整理し、撮影日時・場所・施工内容等を記入してください。 なお、必要に応じてインデックスを付けてください。

完了検査への立会を関係課等に依頼し、原則として他法令の完了検査についても同時に行いますので、許可堆積者は他法令の完了検査の受検体制も整えておいてください。

完了検査の結果、許可の内容に適合していると認めたときは、「土砂堆積の検査済証」を交付します。

第4 変更等に関する要領

1 変更許可

許可堆積者が申請内容を変更するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。

ただし、次のいずれかに該当する軽微な変更であると市長が認める場合は、変更許可申請は不要です。この場合は、事前に協議を行った上で、「土砂堆積軽微変更届出書（様式第15号）」（正・副2部）を提出してください。

- (1) 許可堆積者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
- (2) 許可堆積者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあっては、法定代理人の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
- (3) 許可堆積者が法人である場合又は許可堆積者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が法人である場合にあっては、取締役等の氏名及び住所の変更
- (4) 許可堆積者が法人である場合又は許可堆積者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が法人である場合であって、発行済株式の総数（出資額）の百分の五以上の比率を有する株主（出資者）があるときにあっては、その者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地の変更
- (5) 許可堆積者に使用人がある場合又は許可堆積者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人に使用人がある場合にあっては、その者の氏名及び住所の変更
- (6) 土砂堆積の着手から完了までの期間（工期）の変更
- (7) 土砂堆積に関する工事の工程の変更
- (8) 土砂堆積に係る土砂の体積が最大となる時の土砂の体積の変更（土砂堆積の完了時の土砂の堆積の構造又は土砂堆積の着手から完了までの期間における土砂の崩壊、流出等による災害の発生を防止するための措置の変更を伴わないものに限る。）
- (9) 擁壁又は崖の高さ、勾配又は延長の変更（当該変更により新たに擁壁の構造計算等が必要となると市長が認めるものを除く。）
- (10) 擁壁の厚さ又は根入れ深さの変更（当該変更により新たに擁壁の構造計算等が必要となると市長が認めるものを除く。）
- (11) のり面保護の変更（変更前及び変更後のいずれも植生による保護である場合に限る。）
- (12) 排水施設の位置、数量又は延長の変更（当該変更により新たに排水計算が必要となると市長が認めるものを除く。）
- (13) (9)から(12)までに掲げるもののほか、当該許可に係る土砂堆積に関する工事の計画の同一性を失わない程度の変更であり、かつ、災害の防止を図る上で支障がないと市長が認めるもの

注) (9)から(13)までの変更の内容については、土砂堆積技術基準に適合していなければなりません。

2 変更許可申請書及び軽微変更届出書作成要領

- (1) 土砂堆積変更許可申請書（様式第4号）

区 分		内 容
変 更 許 可 申 請 書	許可年月日及び許可番号	許可年月日及び許可番号を記載してください。
	変更内容	変更前と変更後の比較ができるものは二段書きとしてください。 ・上段（変更前：赤） ・下段（変更後：黒） （欄内に記載できない場合は別紙に記載してください。）
	変更理由	変更理由を具体的に記載してください。 （欄内に記載できない場合は別紙に記載してください。）

- (2) 土砂堆積軽微変更届出書（様式第15号。着手の届出時にあっては、様式第11号により期間に係る軽微変更の届出をすることも可能です。）

区 分		内 容
軽 微 変 更 届 出 書	許可年月日及び許可番号	許可年月日及び許可番号を記載してください。
	変更内容	変更前と変更後の比較ができるものは二段書きとしてください。 ・上段（変更前：赤） ・下段（変更後：黒） （欄内に記載できない場合は別紙に記載してください。）
	変更理由	変更理由を具体的に記載してください。 （欄内に記載できない場合は別紙に記載してください。）

注) 許可堆積者は、条例第7条（土地所有者等の同意）の同意をした者に軽微変更した旨を通知しなければなりません。

3 変更関係書類・図面

変 更 関 係 書 類 一 覧 表

申 請 書 類 の 名 称 等	添 付 書 類 等	書類の要否	備 考
1 変更許可申請書	変更許可申請書	○	様式第4号
2 申請者が条例第8条第1号に該当しないことを誓約する書面	申請者が条例第8条第1号に定める欠格要件に該当しないことを確認できる書類		様式第9号
3 暴力団等に該当しないことの誓約書	暴力団等に該当しないことの誓約書		様式第10号
4 土地の登記事項証明書	登記事項証明書（土地）		
5 土地所有者等の同意書	土地所有者等の同意書	○	実印（印鑑証明添付） 様式第8号
6 住民等への周知に関する書類	周知したことを確認できる書類	○	
7 その他必要書類	工事工程表		
	現況写真		
	ブロック積認定書		国土交通大臣認定、 JIS A
	擁壁構造計算書		
	排水計算書		
	土量計算書		
	搬入土砂の搬出元に関する書類		
	搬出土砂の搬出先に関する書類		
	民々境界証明書		
	排水の同意書		
8 他法令の関係（例示）	農地転用許可書等		
	普通河川等土木工事許可書		
	道路加工施行承認書		
	道路占用許可書		
	法定外公共物工事施行承認書		
	官民境界線証明書		
	文化財保護法に基づく許可書		
	砂防法許可書		

- 注) 1 書類の要否欄の○は全ての場合に、記載の無いものは申請内容に応じて必要となるものです。
2 土砂堆積軽微変更届出書については、2、7及び8のうち必要な書類を添付してください。
3 各書類の詳細については、第3の2の関係書類の詳細（10・11頁）を参照してください。

変 更 関 係 図 面 一 覧 表

図 面 の 名 称 等		図面の要否	備 考
1 申請区域位置図	申請区域位置図	○	
2 地形図（現況図）	地形図（現況図）		
3 土地の公図	土地の公図の写し		
4 現況地番図	現況地番図		
5 土地の平面図	平面図	○	
6 土地の断面図	断面図		
7 雨水排水施設の計画図	平面図		
	流域図		
	構造図		
8 崖の断面図	断面図		
9 擁壁の断面図	断面図・構造図		認定擁壁（国土交通大臣、JIS）の場合は認定書の写しとする。
10 擁壁の展開図	展開図		
11 防災図	平面図		
	断面図・構造図		
12 丈量図	丈量図		
13 新旧対照図	平面図等	○	変更前：赤 変更後：黒

注) 1 図面の要否欄の○は全ての場合に、記載の無いものは申請内容に応じて必要となるものです。
2 各図面の明示事項については、第3の2の関係図面明示事項（13・14頁）を参照してください。

4 工事請負者等の変更

土砂堆積に関する工事の請負者又は現場責任者に変更が生じた場合は、「工事請負者等変更届出書（様式第12号）」（正・副2部）を当該変更の日から起算して10日以内に提出してください。

なお、工事請負者等変更届出書には次のものを添付してください。

1	「広島市土砂堆積規制等条例第12条の規定に基づく標識（様式第13号）」の設置写真（遠景及び近景）
---	--

5 土砂堆積の廃止

許可を受けた土砂堆積を廃止する場合は、「土砂堆積廃止届出書（様式第17号）」を、当該廃止の日から起算して10日以内に提出してください。

なお、当該土砂堆積に関する工事を施行中である場合は、防災計画書を提出し協議を行った上で、防災工事完了後に完了確認を受けてください。

6 その他

(1) 事業の譲渡

許可堆積者から当該許可に係る土砂堆積に係る事業の全部を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければなりません。譲受許可申請に必要な書類等については、次のとおりです。

1	土砂堆積譲受許可申請書（様式第19号）
2	土砂堆積に係る事業の全部を譲り渡すことを承諾したことを証する書類
3	申請者が条例第8条第1号に該当しないことを誓約する書面（様式第9号）及び確認書類（第3の2の関係書類の詳細（10頁）参照）
4	土地所有者等の同意書（様式第8号）
5	土地の登記事項証明書
6	住民等への周知に関する書類

(2) 相続等

許可堆積者から相続、合併又は分割（当該許可に係る土砂堆積に係る事業の全部を承継させるものに限る。）により地位を承継した者は、「土砂堆積承継届出書（様式第22号）」（正・副2部）を提出してください。

なお、土砂堆積承継届出書には次のものを添付してください。

1	地位を承継したことを証する書類
---	-----------------

承継者は、条例第7条（土地所有者等の同意）の同意をした者に承継した旨を通知しなければなりません。

第5 その他

1 事前相談

土砂堆積を行おうとする場合には、許可申請の可否について判断する必要があります。

このため、本市においては、事前にご相談いただければ、次の資料を基に、必要に応じて現地調査等を行い、許可申請の可否についてお答えしています。

- ・ 土砂堆積を行う場所、面積及び体積が確認できる資料
- ・ 現況写真

提示していただいた資料では判断が困難な場合は、必要に応じて追加資料の提示を求める場合があります。

2 住民等への周知及び紛争防止

土砂堆積を行う場合には、施行前に土砂堆積の概要を周辺地域の住民等に周知し、近隣住民との紛争を未然に防止するとともに、紛争が生じた場合は、その解決に誠意をもって当たってください。

なお、調整経緯について報告書等の提出を求める場合があります。

3 広島市ホームページへの掲載

条例の概要や手続に必要な様式を広島市のホームページに掲載しています。

広島市ホームページ（トップページ）＞ 事業者向け情報＞ 建築・住宅・宅地（事業者）＞ 宅地開発等

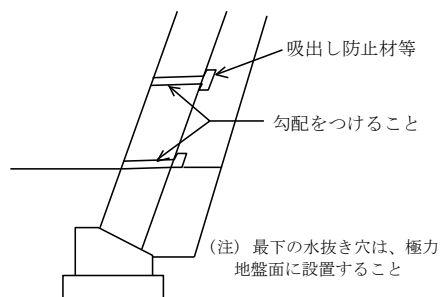
＞ 土砂の堆積・埋立てに係る規制

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/business/kenchiku/1021566/1036806/index.html>

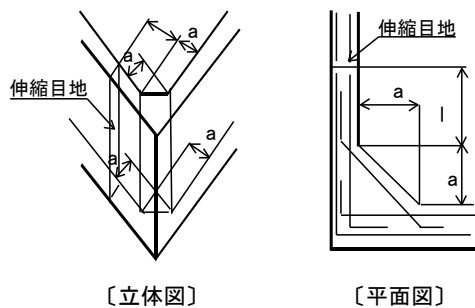
4 注意が必要な施工等

次の箇所は特に注意して施工してください。

(1) 水抜き穴の位置



(2) 擁壁の隅部



隅角部の補強方法

○擁壁の高さ3.0m以下のとき

$a=50\text{cm}$ 以上

○擁壁の高さ3.0mを超えるとき

$a=60\text{cm}$ 以上

○伸縮目地の位置

l は2.0mを超え、かつ擁壁の高さ程度とする。

